

隠岐地域保健医療対策会議 各委員 様

島根県隠岐保健所長

隠岐地域保健医療計画の中間見直しについて（照会）

県の保健医療行政については、平素よりご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30（2018）年度から開始し、その計画期間を6年間（～令和5（2023）年度）としている島根県保健医療計画は、医療法第30条の6において、必要な事項について3年ごとに調査分析及び評価を行い、必要がある場合には変更することとされています。

島根県では、国の指針の修正を踏まえ、令和3年6月を目途に、以下の項目について医療計画の中間見直しを実施することといたしました。この本編の見直しに合わせて隠岐圏域編も見直しを行います。

★見直し項目

① 5 疾病・5 事業および在宅医療について

○ 国の示す指針に基づき、疾病・事業の各分野において「現状と課題」「施策の方向」を修正して記載。

② 新型コロナウイルス感染症について

○ 今般の新型コロナウイルス感染症の流行について記載。

つきましては、「島根県保健医療計画 隠岐圏域編 中間見直しの概要」をお送りしますので、ご意見等ございましたら別紙により連絡いただきますようお願いいたします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、令和3年4月9日（金）までにファクシミリまたはメールにてご連絡いただければ幸いです。

なお、本来であれば会議を開催し、直接ご意見を伺うべきところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面にてお知らせしておりますことを、ご了承願います。

隠岐保健所 総務医事課

担当：池田

FAX:08512-2-9716 (TEL:9901)

MAIL: ikeda-hideko@pref.shimane.lg.jp

【提出先】

隠岐保健所 総務医事課 池田 宛
メール：ikeda-hideko@pref.shimane.lg.jp
ファックス：08512-2-9716
電話：08512-2-9901

島根県保健医療計画 隠岐圏域編 中間見直しについて（意見）

所属	委員氏名

ご意見	
5 疾病 5 事業 及び在宅医療について	
新型コロナウイルス 感染症について	

ご提出期限：令和3年4月9日（金）

お忙しいところ恐れいますが、ご意見がございましたらファクスにてご提出願います。

島根県保健医療計画 隠岐圏域編（平成30年4月～）

中間見直しの概要

(I) 中間見直しの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・(2)

(II) 5 疾病・5 事業及び在宅医療

1. がん・・・・・・・・・・・・・・・・・・(3)

2. 脳卒中・・・・・・・・・・・・・・・・・・(3)

3. 心筋梗塞等の心血管疾患・・・・・・・・・・・・・・・・(4)

4. 糖尿病・・・・・・・・・・・・・・・・・・(4)

5. 精神疾患・・・・・・・・・・・・・・・・・・(5)

6. 救急医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・(5)

7. 災害医療（災害時公衆衛生活動を含む）・・・・・・・・(6)

8. 地域医療（医師確保等によるへき地医療の体制確保）(6)

9. 周産期医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・(7)

10. 小児救急を含む小児医療・・・・・・・・・・・・・・・・(7)

11. 在宅医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・(8)

(III) 新型コロナウイルス感染症対策・・・・・・・・・・(9)

(I) 中間見直しの考え方

○現行の保健医療計画は、各分野の冒頭でまず「基本的な考え方」を示した上で「現状と課題」を記述し、その課題解決に向けて行う取組事項を「施策の方向」に示しています。

○今回の中間見直しでは、計画策定時からの状況変化を確認し、これまでの取組を整理した上で、課題と施策の方向を必要に応じて見直します。

○各項目のポイントと「課題」および「施策の方向」の主な見直し点については、次ページ以降のとおりです。

○今後、島根県保健医療計画本編の修正と整合を図りつつ、下記のスケジュールで「隠岐圏域編」の文言の修正作業を行い、令和3年5月を目途に委員の皆様からご承認をいただきたい考えです。

作業スケジュール			保健医療計画	今回の内容
時期				
3月	上旬			
	中旬			
	下旬	隠岐地域保健医療対策会議（書面開催）	中間見直しの概要について承認	
4月	上旬			
	中旬			
	下旬			文言等の修正確認作業
5月	上旬			
	中旬	隠岐地域保健医療対策会議（書面開催）	圏域計画素案について承認	
	下旬			
6月	上旬			
	中旬	島根県医療審議会	全県編の素案確定	
	下旬			
7月	上旬			<ul style="list-style-type: none"> ・法定手続き（意見照会） ・パブリックコメント
	中旬			
	下旬			
8月	上旬			
	中旬			
	下旬			
9月	上旬			
	中旬	島根県医療審議会	全県編の素案確定	
	下旬			

(Ⅱ) 5 疾病・5 事業及び在宅医療

1. 【がん】

<ポイント>

○悪性新生物 75 歳未満年齢調整死亡率は、男女ともに県と比較し高く、概ね横ばいで推移しています。

<現状と課題の主な見直し点>

- ・がん検診受診者数を増やす取組について、しまね☆まめなカンパニー制度開始に伴い文言を修正します
- ・子宮頸がんワクチン接種に係る項目を追加します。
- ・その他については、策定時の課題点から大きな変化はないとみられるため、引き続き維持します。

<施策の方向の主な見直し点>

- ・策定時の方向性から大きな変化はないとみられるため、引き続き維持します。

2. 【脳卒中】

<ポイント>

- 脳血管疾患 75 歳未満年齢調整死亡率は、男性では横ばい、女性では増加傾向。脳卒中発症者の多くは高血圧や糖尿病等の基礎疾患を有しており、生活習慣病対策が重要となります。
- 「健康長寿しまねの推進」や「しまね健康寿命延伸プロジェクト事業」により、生活習慣等の改善に向けて取り組んでいます。

<現状と課題の主な見直し点>

- ・策定時の課題点から大きな変化はないとみられるため、引き続き維持します。
- ・健康寿命のさらなる延伸を目指して、「しまね健康寿命延伸プロジェクト事業」の推進について追加します。
- ・脳血管疾患の発症には歯周病も深く関連をしていることから、歯周病予防に関する項目を追加します。

<施策の方向の主な見直し点>

- ・策定時の方向性から大きな変化はないとみられるため、引き続き維持します。

3. 【心筋梗塞等の心血管疾患】

<ポイント>

- 虚血性心疾患年齢調整死亡率は男性で増加、女性で減少傾向にあります。
- 「健康長寿しまねの推進」や「しまね健康寿命延伸プロジェクト事業」により、生活習慣等の改善に向けて取り組んでいます。

<現状と課題の主な見直し点>

- ・健康寿命のさらなる延伸を目指して、「しまね健康寿命延伸プロジェクト事業」の推進について追加します。
- ・病院前救護体制について、心血管疾患の診断・治療に関する項目へ記載します。
- ・その他の項目については、策定時の課題点から大きな変化はないとみられるため、引き続き維持します。

<施策の方向の主な見直し点>

- ・策定時の方向性から大きな変化はないとみられるため、引き続き維持します。

4. 【糖尿病】

<ポイント>

- 糖尿病年齢調整有病率は、40～74歳の男女とも横ばい傾向です。予備群の推定該当率についても横ばい傾向です。糖尿病発症予防、重症化予防を引き続き取り組んでいく必要があります。
- 隠岐圏域糖尿病対策等検討会や各町村糖尿病対策委員会等で、関係機関の連携の充実・強化を進めています。

<現状と課題の主な見直し点>

- ・健康寿命のさらなる延伸を目指して、「しまね健康寿命延伸プロジェクト事業」の推進を追加します。

<施策の方向の主な見直し点>

- ・「しまね健康寿命延伸プロジェクト事業」等により、健康寿命延伸のさらなる取り組みについて追加します。
- ・その他の策定時の方向性については、大きな変化はないとみられるため、引き続き維持します。

5. 【精神疾患】

<ポイント>

○認知症対策について、2019年6月に策定された「認知症施策推進大綱」を踏まえ、地域での支援体制構築などの検討を行っています。

<現状と課題の主な見直し点>

- ・認知症については、令和元(2019)年10月より隠岐病院に連携型の「隠岐認知症疾患医療センター」が設置され、圏域内の総合的な認知症施策の推進と認知症の早期発見・早期対応の体制構築を図っています。
- ・それ以外の疾患については策定時の課題点から大きな変化はないとみられるため、引き続き維持します。

<施策の方向の主な見直し点>

- ・認知症については、隠岐認知症疾患医療センターを中心に、認知症専門医療の提供と地域の関係機関の連携体制強化を図ります。
- ・それ以外の疾患については策定時の課題点から大きな変化はないとみられるため、引き続き維持します。

6. 【救急医療】

<ポイント>

○隠岐圏域では、松江・出雲の三次救急の医療機関との連携を中心とした救急医療体制が必要です。

○救命率の向上や後遺症の軽減、広域的な救急搬送体制の強化のために導入したドクターヘリの運航や、防災ヘリコプター等のより効果的な活用を進め、救急医療及び圏域・県境を越えた救急搬送体制のさらなる充実に努めます。

<現状と課題の主な見直し点>

- ・策定時の課題点から大きな変化はないとみられるため、引き続き維持します。

<施策の方向の主な見直し点>

- ・策定時の方向性から大きな変化はないとみられるため、引き続き維持します。

7. 【災害医療】

<ポイント>

- 平時から、災害の発生を念頭に置いて体制の整備に努めます。
- 県内での大規模災害発生に備え、各種保健医療活動チームの派遣調整等を行うため、保健医療調整本部の下に地域本部（島前・島後）を設置しました。
（*旧：地域災害医療対策会議を改組し、新：地域災害保健医療対策会議を設置。（R2.12.1 施行））

<現状と課題の主な見直し点>

- ・熊本地震に係る初動対応検証の報告を踏まえ、国において都道府県保健医療調整本部を設置することとされたことから、島根県保健医療調整本部が設置されたこと、その下に隠岐地域災害保健医療対策会議を設置したことを明記します。

<施策の方向の主な見直し点>

- ・上記の現状と課題の主な見直し点に合わせて、隠岐地域災害保健医療対策会議の設置を追記します。

8. 【地域医療（医師確保等によるへき地医療の体制確保）】

<ポイント>

- 地域医療の課題として、病院・診療所の医師の高齢化や後継者不足により、一次医療の維持・確保が困難になってきていることがあげられます。
- また、医師以外の従事者（看護師、給食調理員等）も不足している現状です。
- これらの状況と対策を記した医師確保計画を、令和2年4月に保健医療計画の一部として策定しています。

<現状と課題の主な見直し点>

- ・策定時の課題点から大きな変化はないとみられるため、引き続き維持します。
- ・令和2年4月に保健医療計画の一部として医師確保計画を策定したことを追記します。

<施策の方向の主な見直し点>

- ・策定時の方向性から大きな変化はないとみられるため、引き続き維持します。
- ・なお、医療資源を有効活用するための視点で行われている隠岐病院と町立診療所の連携体制検討を例に、施策の方向について追記します。

9. 【周産期医療】

<ポイント>

- 知夫村では平成 28 年度より、海士町、西ノ島町、隠岐の島町では令和 2 年度より子育て世代包括支援センターが設置され、母子の健康の保持および増進にかかる包括支援を実施しています。
- 妊産婦のメンタルヘルス対策、虐待予防対策を充実させるため、産前・産後の支援体制の充実に向け各町村と検討を行っています。
- 「総合周産期母子医療センター」として特定機能病院である島根大学医学部附属病院を指定し、「地域周産期母子医療センター」として島根県立中央病院、松江赤十字病院及び益田赤十字病院を認定し、周産期医療の中核となる 4 病院と、地域の周産期医療施設とのネットワークにより、周産期医療の連携体制を確保しています。

<現状と課題の主な見直し点>

- ・妊産婦及び乳幼児を総合的に支援するため、子育て世代包括支援センターがワンストップ窓口として設けられています。

<施策の方向の主な見直し点>

- ・策定時の方向性から大きな変化はないとみられるため、引き続き維持します。

10. 【小児救急を含む小児医療】

<ポイント>

○隠岐圏域のH31（2019）年 4 月現在の小児科医師数は 3 名です。

- ・島後 2 名（隠岐病院 1 名＝島根大学派遣、民間診療所 1 名）
- ・島前 1 名（海士診療所）。

○引き続き、医療機関と連携して小児科医の確保に努める必要があります。

<現状と課題の主な見直し点>

- ・策定時の課題点から大きな変化はないとみられるため、引き続き維持します。
- ・「小児救急電話相談（#8000）事業」について、相談件数を修正表記します。

<施策の方向の主な見直し点>

- ・策定時の方向性から大きな変化はないとみられるため、引き続き維持します。

1 1. 【在宅医療】

<ポイント>

- 在宅医療は、入院医療や外来医療、介護、福祉サービスと相互に補完しながら患者の日常生活を支える医療であり、地域包括ケアシステムに不可欠です。
- 高齢化の進展に加えて、慢性期から在宅医療・介護施設への転換を含めた追加的需要に対応するため、在宅医療の核となる訪問診療の役割がさらに大きくなることが予想されています。

<現状と課題の主な見直し点>

- ・医療資源を有効活用するための視点で行われている、隠岐病院と町立診療所の連携体制検討を例に、施策の方向について追記します。

<施策の方向の主な見直し点>

- ・策定時の方向性から大きな変化はないとみられるため、引き続き維持します。
- ・喀痰吸引等の医療的ケアを必要とする患者が、介護施設や居宅での療養ができるよう介護職員を対象とする研修会を開催していること、また今後、研修後の実践例が増えるよう引き続き取り組むことを追記します。

(Ⅲ) 新型コロナウイルス感染症対策

<1. 中間見直しにおける考え方>

- 現行の医療計画では、新興感染症等への対応は記載事項として位置付けられていませんが、一般の医療連携体制にも大きな影響が及ぶ新興感染症等の感染拡大時に備える観点から、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を次期医療計画（令和6（2024）年～）に6事業目として追加することについて検討が進められています。
- 島根県としては、足下の新型コロナウイルス感染症対応に引き続き全力を注ぎつつ、今後の新たな知見や国の動向等も踏まえて対応方針を決定することとし、「新興感染症等の感染拡大時における医療」の記載内容についての検討を進めながら、中間見直しにおいては、現時点での評価に基づいて一定の記載を追加します。

<2. 方法>

- 現行計画の「第6章 健康なまちづくり」の中に「第5節 感染症保健・医療対

策」「第7節 健康危機管理体制の構築」を設けており、ここに新型コロナウイルス感染症対策に係る「基本的な考え方」「課題」および「施策の方向」について一定の記載を追加します。

< 3. 追記事項の概要 >

・第5節 感染症保健・医療対策

「基本的な考え方」

○島根県における新型コロナウイルス感染症の現状と、関係機関等との連携について追記します。

「現状と課題」

○島根県における新型コロナウイルス感染症の発生状況を追記します。

○病床確保計画について追記します。

○一般の医療との両立、重症患者の増加に備えた受入体制の整備について追記します。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、医療提供体制への影響について追記します

○検査体制の整備、医療機関間の役割分担・連携体制構築、感染防護具や人工呼吸器等の医療用物資の確保・備蓄の必要性について追記します。

○感染拡大防止のための積極的疫学調査について追記します。

「施策の方向」

○新型コロナウイルス感染症の予防に係る正しい知識の県民への普及について追記します。

○感染源・感染経路を特定するための調査について追記します。

○新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種体制確保について追記します。

○感染者への適切な医療の提供について追記します。

○医療物資の備蓄と医療機関への提供について追記します。

・第7節 健康危機管理体制の構築

「現状と課題」

○新型コロナウイルス感染症の法的位置づけについて追記します

○新型コロナウイルス感染症対策の推進について追記します。

「施策の方向」

○国・市町村・関係団体等との連携について追記します。

以上